

介護用品支給事業の保健福祉事業への移行について

1 趣旨

本市では、介護保険法に基づく地域支援事業（任意事業）として、紙おむつ等の介護用品を支給する介護用品支給事業を実施している。

介護用品支給事業については、国から地域支援事業の対象外とする方針が示されており、保健福祉事業等への移行が求められているため、次期計画期間（令和9年度以降）の介護用品支給事業については、地域支援事業（財源：介護保険料 23%）から、保健福祉事業（財源：介護保険料 100%）に移行して実施したいもの。

2 各事業の概要について

（1）介護用品支給事業

介護用品支給事業とは、介護を要する高齢者及び介護者の身体的・経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ等の介護用品を支給する事業。

利用対象者	以下の要件をすべて満たす者 ①介護保険における要介護4または5の認定を受けている者 ②市民税非課税世帯に属する者（生活保護等受給者を除く） ③居宅において介護されている者
支給対象品目	紙おむつ、おむつカバー、尿とりパッド、失禁シーツ
支給上限	一人あたり年間で最大 75,000 円（支給券 6,250 円×12 枚）
利用者負担	1 割負担

【実績】

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	826 人	856 人	897 人
決算額	37,201 千円	38,698 千円	41,569 千円

（2）地域支援事業

地域支援事業とは、介護保険法の規定に基づき、被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として市町村が行うもので「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つで構成される。

項目	事業内容	財源
介護予防・日常生活支援総合事業	・サービス・活動事業 ・一般介護予防事業	国負担：25% 県負担：12.5% 市負担：12.5% 介護保険料：50%
包括的支援事業	・地域包括支援センターの運営 ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症総合支援事業 ・生活支援体制整備事業 ・地域ケア会議推進事業	国負担：38.5% 県負担：19.25% 市負担：19.25% 介護保険料：23%
任意事業	・ <u>介護用品支給事業</u> ・成年後見制度利用支援事業 ・高齢者食の自立支援サービス 等	国負担：38.5% 県負担：19.25% 市負担：19.25% 介護保険料：23%

(3) 保健福祉事業

保健福祉事業とは、介護保険法の規定に基づき、被保険者及び介護者に対し、市町村が必要と判断する事業を実施するもの。【財源：介護保険料 100%】

3 国の動向

- 平成 26 年度、厚生労働省の通知において、次期計画期間（平成 27 年度～平成 29 年度）から、原則として、介護用品支給事業を地域支援事業の対象外とする方針が示された。（ただし、激変緩和措置として、平成 26 年度時点で介護用品支給事業を実施していた市町村に限り、地域支援事業として継続できることが示された。）
- それ以降、厚生労働省から 3 年ごとに地域支援事業として継続できる旨示されているが、事業の縮小等に向けた方策の検討や所得に応じた支給制限等、継続に際して条件が付されている。
- 現行計画期間（令和 6 年度～令和 8 年度）においては、令和 5 年度の厚生労働省の通知において、保健福祉事業等への移行を含む、計画的な事業の廃止・縮小に向けた取組みを行うことを条件に、地域支援事業としての継続が認められている。

4 介護保険料の見込みについて

介護用品支給事業を地域支援事業（任意事業）から保健福祉事業へ移行した場合、介護用品支給事業に要する介護保険料は、一人あたり月額約 14.1 円～15.5 円となる見込みである。

【介護保険料（推計値）】

項目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 1 号被保険者数	270,983 人	273,549 人	276,158 人	278,998 人
事業費	43,948 千円	46,463 千円	49,123 千円	51,934 千円
介護保険料	約 3.1 円/月 (約 37 円/年)	約 14.1 円/月 (約 170 円/年)	約 14.8 円/月 (約 178 円/年)	約 15.5 円/月 (約 186 円/年)